

# 山梨県公報

第二百八十八号

令和四年

五月三十日

月 曜 日

## 目次

### 告示

○山梨県附属機関の設置に関する条例第二条第三項の規定に基づく附属機関の設置の一部改正……………二八九

○土地改良区の定款の一部変更の認可……………二八九

### 訓令

○山梨県環境保全推進本部規程の一部を改正する訓令……………二八九

### 公告

○土地改良区役員の退任及び就任(二件)……………二八九

○土地改良区役員の就任……………二九二

## 告示

### 山梨県告示第二百二十三号

山梨県附属機関の設置に関する条例第二条第三項の規定に基づく附属機関の設置(令和三年山梨県告示第二百七十九号)の一部を次のように改正する。

令和四年五月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

本則の表委員の任期の欄中「令和四年五月三十一日」を「令和四年六月三十日」に改める。

### 山梨県告示第二百二十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、令和四年五月二十日徳島塚土地改良区の定款の一部変更を認可した。

令和四年五月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

## 訓令

### 山梨県訓令甲第十一号

山梨県環境保全推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年五月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県環境保全推進本部規程の一部を改正する訓令

山梨県環境保全推進本部規程(平成二十七年山梨県訓令甲第十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「副知事」を「副知事 感染症対策統轄官」に、「感染症対策統轄官 知事政策補佐官 地域ブランド統括官」を「地域ブランド・DX統括官 感染症対策統括官補」に、「県民生活部長」を「県民生活部長 男女共同参画・共生社会推進統括官」に改める。

別表第二中「感染症対策統轄官補」を「知事政策補佐官 知事直轄組織理事」に、「県民生活部次長」を「県民生活部次長 男女共同参画・共生社会推進統括官次長」に改める。

### 附則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 公告

### ●土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、小篠土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

令和四年五月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

### 一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事長	小俣行秀	大月市猿橋町小篠八百六十八番地	令和四年三月三十一日
副理事長	石井秀廣	大月市猿橋町小篠二百八十六	同

本 出 先 機 関 庁



同	同	同	同	同	同	同	同	理事	副理事長	理事長
天野旭	米山一広	小山田喜久	柏木陽典	三浦与志竹	後藤成滋	堀内勲	天野賢	渡辺雄司	後藤一之	渡辺利雄
南都留郡忍野村内野四千八百八十九番地	南都留郡忍野村内野四千七百四十番地一	南都留郡忍野村内野三百四十二番地	南都留郡忍野村内野四千七百九十九番地	南都留郡忍野村内野三百六十一番地	南都留郡忍野村内野二百七十八番地	南都留郡忍野村内野二百十八番地	南都留郡忍野村内野四千六百五十五番地二	南都留郡忍野村内野四千七百番地	南都留郡忍野村内野六百五番地	南都留郡忍野村内野四千七百一番地
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	令和四年三月三十一日

二 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日	監事	三浦竹松	南都留郡忍野村内野千十二番地	同
理事長	渡辺徳長	南都留郡忍野村内野八百八十三番地	令和四年四月一日	渡辺康	南都留郡忍野村内野百九十九番地一	同	同
副理事長	渡辺孝安	南都留郡忍野村内野千九百八十四番地二	同	渡辺啓	南都留郡忍野村内野百十二番地	同	同
理事	桜井十郎	南都留郡忍野村内野千二百七十六番地	同	渡辺竜士	南都留郡忍野村内野二十七番地一	同	同
同	天野満	南都留郡忍野村内野二百十番地十三	同	渡辺勝巳	南都留郡忍野村内野二百三十五番地二	同	同
同	小林太伸	南都留郡忍野村内野四千六百九十九番地	同	同	同	同	同

同	渡辺隆志	南都留郡忍野村内野八百二十九番地	同
同	渡辺信助	南都留郡忍野村内野四千八百八十三番地	同
同	米山新吾	南都留郡忍野村内野四千八百二十七番地	同
同	後藤明德	南都留郡忍野村内野四千七百三十八番地	同
同	後藤竹彦	南都留郡忍野村内野三百三十二番地三百九十二	同
監事	田辺良守	南都留郡忍野村内野千八百二十六番地	同
同	渡辺薫	南都留郡忍野村内野十七番地	同
同	渡辺教彦	南都留郡忍野村内野百六十番地	同
同	川口嘉英	南都留郡忍野村内野三百三十二番地四百四十五	同

● 土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、賑岡町土地改良区から次のとおり役員が就任した旨届出があった。

令和四年五月三十日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
監事	長田敦	大月市賑岡町畑倉七百八十五番地三	令和四年四月一日